

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|------------------|-----------|-----------|
| 新発田市 | ニツ堂地区 (ニツ堂集落) | R3. 3. 31 | R3. 8. 31 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 18.74ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 17.53ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 8.65ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 6.14ha |
| ④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 12.87ha |
| (備考) | |

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

兼業も含め離農せずに比較的耕作者が多いものの、10人中7人が60歳以上であり、ほとんどが後継者不在(未定)である。現状のままであれば、離農者の発生に合わせて自ずと担い手に農地集積が進むが、農地条件(分散、湿田など)もあり効率的な耕作に障害がある。

課題である後継者確保のためには、農地集積と併せて生産性を格段に高めて魅力ある経営モデルを確立する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当面、規模拡大(耕作引き受け)可能な経営体は2人である。現時点で、離農・委託希望者が一斉に発生する状況ではないので徐々に集積は可能と思われる。

基盤整備済み圃場は、集積と同時に集約化されるが基盤整備未実施(10a圃場)エリアの集約について考え方を整理する必要がある。(対応策について継続協議)

また、60歳未満の3経営体について当面は現状維持との意向であるが、中長期的(10年後以降)な地域ビジョンについて話し合いを継続する。持続可能な農業経営モデルの構築とその場合の望ましい農地のあり方について地域での共通認識とする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| (農地の貸付け等の意向) 高齢の入作者が規模縮小・離農にあたっては地域内の経営体が受託する。 |
| (農地中間管理機構の活用方針) 地域集積協力金や機構集積協力金の活用を検討する。 |
| (基盤整備への取組方針) 未整備圃場について土地改良と検討して改善方策を検討する。また、排水対策について取り組む。 |

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

| | 農地の所在(地番) | 貸付け等の区分(m ²) | | |
|--|-----------|--------------------------|------|----|
| | | 貸付け | 作業委託 | 売渡 |
| | 特になし | | | |
| | 計 | | | |

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。